

一般財団法人エフコープ社会活動財団 募集要項

1. 奨学金の概要

【目的】

福岡県内における青少年の健全な育成と学業継続を支援する事業を行うことを通じて、格差社会における助け合いの実現と、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とします。学習意欲があるが、経済的な事情で修学継続が困難な子どもたちの一助として、給付型奨学金事業を進めます。

【学生対象者と人数】

(1) 申請者(生徒本人)が以下の①から③のすべてに該当すること

① 福岡県に在住、または通学する者

② 2025年4月に入学予定の1年生

高等学校・高等専門学校並びにこれに準ずる学校に就学する者

③ 学ぶ意欲があるが経済的困難を抱え修学の継続が難しい者

※当財団の設立趣旨である「学ぶ意欲があり経済的に困難をかかえている高校生を支援する」ことを踏まえ、当財団選考委員会にて家計収入と学業で総合評価し選考します。

※エフコープの組合員であることは条件としません。

(2) 募集定員 若干名(10名程度)

【奨学金給付内容】

(1) 奨学金(月額) 10,000円/期間: 最長3年(高校1年生から卒業まで)

(2) 返済は不要

(3) 奨学金は奨学生本人名義の口座へ、年4回3カ月分をまとめて振り込み

(初回は4月から6月分を7月末、以降7月から9月分を10月末、10月から12月分1月末、1月から3月分を4月末)

2. 申請手続関連

【申請書の取得】

いずれかの方法で申請に必要な書類を入手

(1) 財団ホームページからダウンロードする

ダウンロード可能期間は2024年11月1日(金)から2025年2月21日(金)17時まで



一般財団法人エフコープ社会活動財団 HP

<https://www.fcoop.or.jp/scholarship/>

(2) 申請にかかわる資料を請求する(郵送依頼)

■財団ホームページの「問い合わせフォーム」から「資料の希望」を選択し、必要事項を入力ください。後日、財団事務局から郵送します。

■「はがき」または「封書」にて、財団事務局あてに請求する(郵送依頼)。

住所、保護者氏名、連絡先のほか、資料希望と記載ください。後日、財団事務局から郵送します。

《資料請求先》 〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目8番3号
 一般財団法人 エフコープ社会活動財団 事務局 行き
※資料希望と明記してください。

【書類の準備】

奨学金を受けようとする者(申請者)は、以下の書類のすべてを準備し、期日までに財団事務局に提出します。

(1) 奨学生申請書(様式①)

(2) 家庭の年間収入を証明する書類等・・・「奨学生申請書の記入・添付書類についての注意事項」の記載内容をご確認ください。

(3) 個人調査書(様式②)

在籍する中学校へ、成績や出席状況を証明する書類を作成依頼する際には、財団が作成した在籍する学校長あての「作成のお願い」文書を添えて、申請者または、保護者が中学校に依頼してください。中学校から受け取った「個人調査書」は密封のまま奨学生申請書とともに提出してください(開封無効)。

【申請書の提出期間と郵送先】

申請に必要な書類すべてをまとめて提出ください。

《提出期間》 **2025年1月6日(月)～2月28日(金)17時 必着**
 《郵送先》 〒811-2417 福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目8番3号
 一般財団法人 エフコープ社会活動財団 事務局 行き
 ※申請内容が事実と異なることがあると判明した場合、採用を取り消す場合があります。応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

【結果のご連絡】

(1) 結果(採用・不採用)のご連絡

当財団の理事会で決定の後、奨学生本人に4月下旬に書面にて通知します。

選考の経過や個別の採否の問い合わせ等にはお答えできません。

採用通知書が届いた方は、進学先の合格通知書の控え、またはそれに代わる在籍を確認できるものを速やかに提出してください。

※ご案内した手続き書類の提出がすべてそろった時点で、正式に当財団の奨学生として採用となります。

【採用後の手続と注意事項】

(1) 他の奨学金との併給について

当財団奨学金は、他の奨学金との併給について制限はありません。ただし、他の奨学金を併給する場合は、併給を認めていない奨学金制度もありますので事前にご確認ください。給付手続きのため、**奨学生本人名義の福岡銀行の口座をお知らせください(所定の様式を別途送付いたします)。**

(2) 個人情報の取り扱いについて

当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。提出された書類に記載されている個人に関する情報については、本申請書に関する連絡及び、給付業務並びにサポート活動等の運営目的以外には使用しません。

(3) 生活保護世帯の方へ

平成28年(2016年)6月1日、文部科学省初等中等教育局通達で、「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を収入認定除外経費としています。当奨学金についても、これらの費用に充当すると申告すれば、収入認定されず、生活保護費は減額されません。

(4) 応募書類の返却について

奨学生の資格を失った際には、それぞれ個人情報保護方針に準じて廃棄処分します。

応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。

不採用の方は募集事務終了時に、奨学生に採用された方は奨学金給付終了時に、廃棄処分いたします。

【次年度継続に必要な手続き書類の提出】

- (1) 在学証明書・・・毎年4月
- (2) 世帯年収を証明する書類(所得証明書、源泉徴収票など)・・・毎年4月
- (3) 近況報告含めた振り返り報告書・・・財団が指定する期間

以上

【問い合わせ先】

エフコープ社会活動財団 お問い合わせ入力フォーム

<https://fcoop.form.kintoneapp.com/public/fcoop-zaidan1159>

エフコープ組合員サービスセンター



0120 - 41 - 0120 (月～金曜/10:00～17:00)

